

令和7年3月13日

お客さま 各位

個人情報の利用目的の改定について

株式会社佐賀銀行

佐賀銀行（以下「当行」）は、個人情報保護法第17条第2項および第21条第3項を踏まえ、当行の、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の利用目的を、以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく受付を開始する令和7年4月1日からといたしますので、申し添えます。

変更（追加）点は下線部をご覧ください。

特定個人情報利用目的	
(1)	金融商品取引に関する法定書類作成事務
(2)	国外送金等取引に関する法定書類作成事務
(3)	非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
(4)	信託取引に関する法定書類作成事務
(5)	金地金等取引に関する法定書類作成事務
(6)	教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成事務
(7)	年金給付、一時金給付に関する法定書類作成事務
(8)	預貯金口座付番に関する事務
(9)	法令に基づき作成する法定調書の作成事務
(10)	<u>公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務</u>
(11)	災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
(12)	本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
(13)	その他、上記(1)から(12)に関連する事務

以上